

金沢市地域福祉計画 2013

(素案)

1 計画の趣旨

金沢には、先人が築いてきた善隣思想や公私協働の精神がありますが、個人の価値観や生活様式の多様化などによって、近年、地域における連帯感や人と人とのつながりが年々弱くなってきているとの指摘もあります。

一方、少子・高齢社会の急速な進行、単身世帯の増加や核家族化による家族の扶養機能の低下など、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。また、高齢者や障害のある人、子育て世帯をはじめとする市民が抱える生活課題も複雑多様化し、加えて、高齢者や生活困窮者などの孤立死、子ども、高齢者、障害のある人などへの虐待、周囲からの支援を拒む人への対応、認知症高齢者や障害のある人などの権利擁護環境の整備等、公的サービスだけでは解決が困難な問題が顕在化しています。

さらに、近年多発している自然災害を受けて、地域の絆やコミュニティの必要性があらためて強く認識されるようになってきました。

このような中、地域における様々な課題に対応し、すべての市民が良好な生活環境の中でいきいきと充実感を持って暮らすことができる地域社会を構築していくためには、金沢ならではの地域コミュニティの良さを活かしながら、企業や学生のボランティア、NPOなどの多様な担い手との連携・協力による新たな支え合いが求められています。

これまでに策定した「金沢市地域福祉計画2003」、「金沢市地域福祉計画2008」は、地域住民を主体とした地域コミュニティの活性化を基本とする計画でしたが、多様な担い手による新たな支え合いという方向性が近年の地域福祉の考え方であることをふまえ、地域に関わるすべての人々と行政が一体となって総合的に地域福祉を推進するための基本方針として、新たに「金沢市地域福祉計画2013」を策定し、市民が安心して生活できる、心かよう豊かな地域社会の創造を目指します。

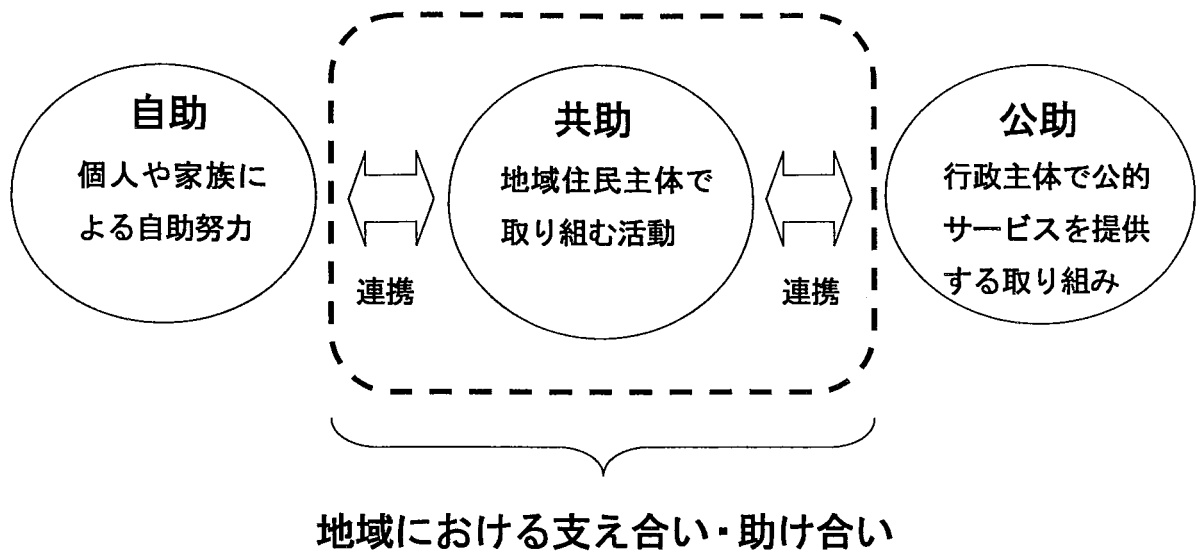
2 計画の基本的な考え方

1 地域福祉とは

(1) 地域福祉の基本的な枠組み

「地域福祉」という言葉の意味は、対象範囲・内容が大変幅広く、市民一人ひとりが地域福祉に求める機能も様々ですが、地域福祉の推進にあたっては、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担と相互の連携によって取り組むことが基本となります。

「自助」「共助」「公助」の関係図



(2) 地域福祉の概念

市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心感・充実感をもって暮らすことができるよう、自助や公助で対応が困難な福祉ニーズ・生活課題を地域内で共有し、その解決を図るために多様な担い手（市民、地域団体、事業者、行政など）が相互に連携・協力し、みんなで支える地域社会を目指す取り組み

(3) 地域福祉に関する「圏域」の捉え方

地域福祉を推進していく対象エリアは、市内全域ですが、地域内における生活課題や福祉ニーズを的確に把握し、きめ細かに対応していくには、一定の範囲内の「圏域」の設定が必要になります。

「圏域」は、次ページの図のとおり「個人・家族」、「隣近所」、「町会」、「小学校区」、「中学校区」「市内全域」におおむね区分されます。

本計画では、次の理由により、小学校区を基礎的な地域福祉の圏域としてとらえることが適当であると考えます。

- ① 日常生活に関わる事項に関しては、従来から小学校区を単位とした意識的な団結が存在し、小学校が統廃合されても「校下」という枠組みはしっかりと残っていること。
- ② 公民館、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、日本赤十字活動における地区分区、消防団、地域サロンに至るまでおおむね小学校区ごとに活動又は組織されていること。

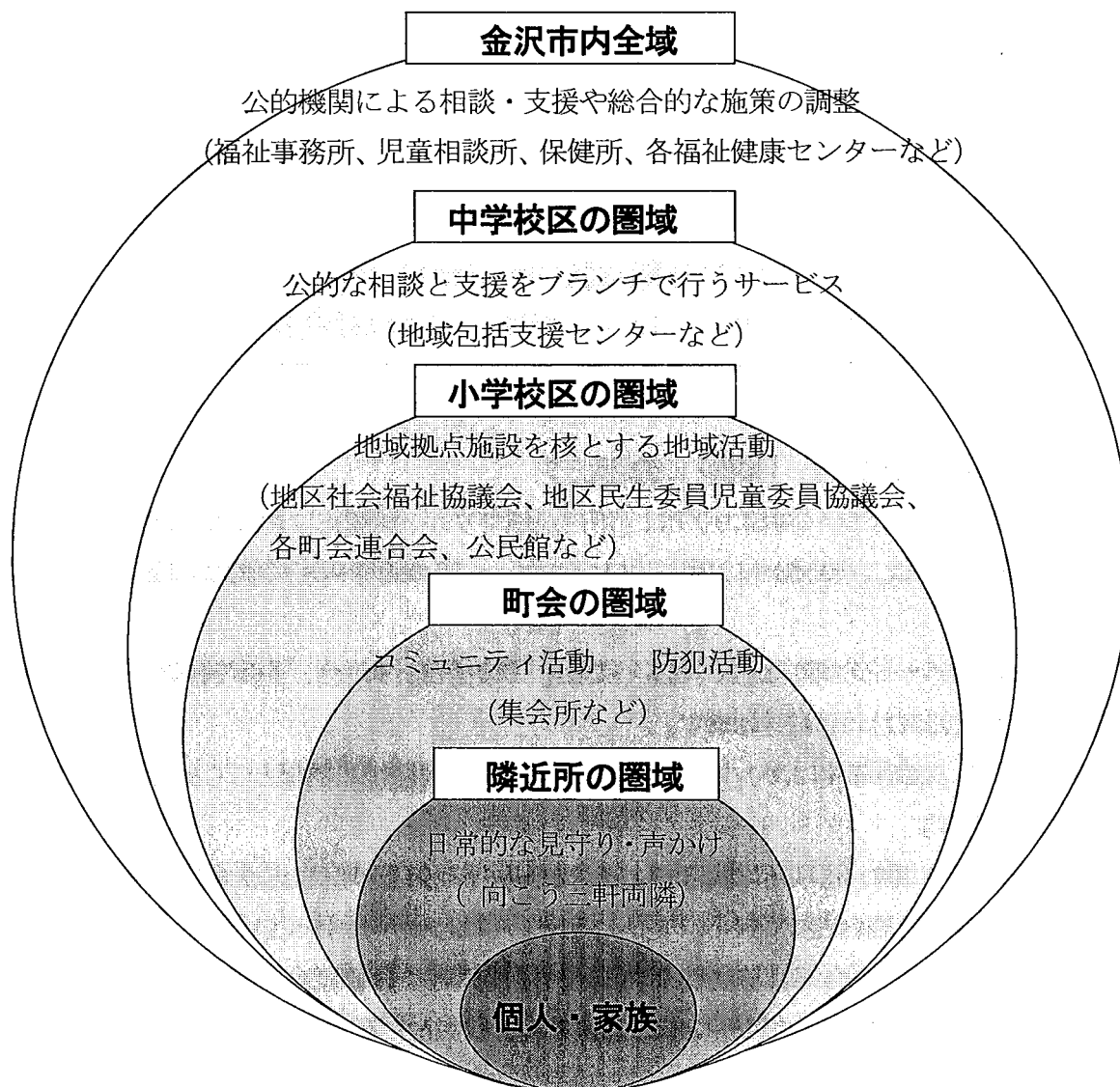
※ 小学校の通学区域

本市においては、伝統的に小学校の通学区域を、「校下」と呼びますが、本計画では全国的に使用されている「小学校区」という用語を統一的に使用します。

「小学校区」の圏域は、住民が地域意識を持ち、かつ主体的に活動できるエリアであり、全市的に地域福祉を推進する上で中核となる重要な圏域ですが、「小学校区」の圏域ですべての地域課題を解決することは極めて困難です。

したがって、地域課題の解決にあたっては、課題の内容・質に応じて重層的に取り組むことが求められ、さらに、圏域内、圏域間の連携や圏域を超えたネットワークの構築に取り組んでいく姿勢が不可欠です。

重層的な圏域のイメージ



3 金沢の地域福祉の基本理念

I 金沢コミュニティの再生と発展

1 豊かな人間環境の構築と心のかよう福祉社会の実現

介護が必要になっても、障害があっても地域で住み続けることができるまちづくりを推進していくためにも、また昨今の孤立死、虐待などの課題に対処していくためにも、地域のコミュニティを作り上げていくことが大切です。そして、心のかよう福祉社会の実現を図り、豊かな人間環境の構築を目指さねばなりません。

2 公私協働

コミュニティづくりに関して、金沢には、既に先人の培ってきた地域福祉の原点ともいえる「公私協働」の土壌があります。また、地域拠点として、善隣館、町会、義勇消防、公民館など地域社会資源は豊富に存在します。したがって、地域コミュニティが活性化していないとすれば、その原因を突き止め、対応策を考える必要があります。

II 善隣思想の発展と郷土再認識のための教育の実践

善隣館は金沢特有の福祉の拠点であり、大切な財産です。時代が変わって善隣館の存在価値がなくなってしまうと考える市民もあり、また、その存在自体を知らない市民が多いのも事実です。

しかし、私たち市民は、私財を投げ打って福祉の向上のために献身的に働いた先人があったことを誇りに思い、先人の功績を学ぶ必要があります。

また、善隣思想は現代風に解釈しても、今でも十分通用し、地域コミュニティの再生と発展のために有用であると考えます。

郷土再認識のためにも、善隣館活動の歴史や特徴を学ぶ教育機会が必要です。

III 福祉文化の形成

これまでの、施設をつくって入所させるという福祉の考え方から、住み慣れた地域において近隣の人々と心を通わせ、助け合えるまちづくりを推進していくことが、これからの福祉であると考えます。

このような観点から、市民一人ひとりが主体となる健康と福祉のまちづくりが推進されていけば、福祉とはそこに暮らす人々の風土や土地柄そのものとなっていき、そこに自然と福祉文化が生まれるものです。

IV ノーマライゼーション社会の創造、個人の尊厳と人権の尊重

地域福祉を進める中で、「ノーマライゼーション社会」の実現が不可欠です。

「ノーマライゼーション社会」とは「ある社会が、その一部の構成員を締め出して構成されるとしたら、その社会は貧しい社会である。」という考え方に代表されるように、子どももお年寄りも、障害のある方もない人も、男性も女性も、外国人も、すべての人が一人ひとり大切にされ、いきいきと自分らしく生きる社会です。地域の中ですべての人が排除されることなく、その尊厳と人権が尊重され手をたずさえてともに暮らしていける社会を創りあげることが大切です。

V 市民参加によるまちづくり

1 市民参加によるまちづくり

地域福祉は、従来の「枠」を超えて、健康で安心できる「まち」にしたいと考えているすべての人が集まり、作っていくべきものであり、地域に関わりを持つ事業所、各種団体の取り組みも含めたものです。誰でも困ったときに助け合い支え合うことができる地域に安心して住めるためには、市民が主体的にまちづくりに参加し、地域の課題に取り組み、自治意識を高めていくことが求められています。

市民が自ら議論して意見をまとめたものが実現することにより、努力が形となって実を結べば、市民がさらに意欲をかきたてられ、一生懸命自分達の「まち」を議論するようになるという好循環を生み出します。市民一人ひとりが主人公であることを自覚し、まちづくりに参加することが大切です。

2 地区ごとの課題の把握と解決への取り組み

本市においても、それぞれの地域によって特性があり、そのために福祉サービスに対するニーズは異なると考えられます。

したがって、それぞれの地域ごとの課題を把握し、課題の解決を目指し、地区ごとに策定する地域福祉活動計画(地区別計画)を推進していくことが大切です。

計画推進にあたっては、地域内の社会資源を有効に活用し、相互の連携を深め、地域の総合力で取り組んでいく必要があります。

4 計画の目標と施策の展開

1 計画が目指す地域福祉の姿

市民みんなで支え合い、誰もが安心して自己実現できる地域社会

住み慣れた地域でその人らしい暮らしを望むこと、つまりは、かけがえのない人間として尊重され、自己の持つ可能性を最大限に発揮しながら、希望や喜びを感じて心豊かに生きることは、市民共通の願いです。

地域には、高齢者や障害のある人など支援を必要とする人、生活上の課題を抱えている人、自立生活できる人など、様々な人が生活し、また市民一人ひとりの価値観や福祉ニーズもそれぞれの立場や環境によって大きく異なります。さらに、日常的に生じる生活課題も複雑化・多様化しています。

地域に住む幸せを実感できるためには、市民一人ひとりが地域における多様性をお互いに認め、地域社会を構成する一員であるとの自覚をもって自らができることを実践することが必要です。その上で、身近な地域の課題を自分自身のこととしてとらえ、相互に支え合い、助け合う地域コミュニティを形成していかなければなりません。

本計画では、市民、地域団体、事業者、行政などの多様な担い手がそれぞれの立場で地域課題に対して主体的に関わるとともに、相互連携を深め、地域全体で支え合い活動を一層進めることで、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

2 重点推進方針「新たな共助」の構築

本計画が目指す地域福祉の姿、「市民みんなで支え合い、誰もが安心して自己実現できる地域社会」を実現するためには、地域における「支え合い」を一層促進し、さらに強化する必要があります。今後目指すべき「支え合い」の大きな方向は、地域と行政の協働による「新たな共助」であり、計画期間中に本計画の重点推進方針として「新たな共助」の構築に取り組んでいきます。

(1) 現状と課題

(多様な生活課題)

日常生活における様々な課題やちょっとした困り事などについては、これまでは地縁・血縁による助け合いによって対応してきました。

しかし、住民の地域への帰属意識の低下による地域コミュニティの弱体化や要援護者の増加に伴う担い手の不足・高齢化・固定化などにより、従来の地域における支え合いを期待することが困難になってきました。

さらに、近年顕著になってきた生活課題には、

① 単身高齢者の社会的孤立感の増大

② 見守り・援助を求める人の拡大

(「単身高齢者・単身身障者」、「高齢夫婦世帯」に加えて「同居高齢者」、「引きこもり者」なども対象に)

③ ゴミ出し、除雪、電球交換、通知書の代読など公的制度外のニーズの増加

④ 要介護の親と障害のある人がいる世帯への対応などの複合的なニーズ

⑤ 制度の谷間にある人への対応

⑥ 虐待、孤立死、徘徊、セルフネグレクト(自己放任)など、当事者と一部の関係者にしか見えにくいニーズ

などがあります。

(個人情報への対応)

災害時なども含め、日頃から要援護者への円滑な支援を推進するためには、民生委員、まちぐるみ福祉活動推進員、町会役員などの関係者との間で支援対象者に関する情報をあらかじめ共有しておくことが大切です。

福祉に関する情報のうち、個人情報の取扱いには十分配慮する必要がありますが、守秘義務や個人情報の保護を強調しすぎる、いわゆる「個人情報に対する過剰反応」によって支援活動に支障が生ずる場合もあります。本来、個人情報は本人のメリットになるよう活用されるべきものとされており、正しい理解が必要です。

また、地域における支援活動は、個人のプライバシーに関わる情報(福祉ニーズや暮らしの困りごとなど)を明らかにしてもらえなければ、援助を開始できないという問題があります。

(公的サービスの限界)

市民の福祉ニーズに応じたサービスを提供することは行政の基本的な役割です。しかし、地域における多様な生活課題に対して、税や保険料を財源とする公的サービスですべて対応することには限界があります。

税や保険料が高負担となる可能性があるほか、そもそも公的サービスになじまないニーズ(電球交換、申請書の代行など)も含まれています。

（「新たな共助」の必要性）

前述のとおり、地域福祉推進の基本的枠組みは、「自助」「共助」「公助」であり、これらのバランスが大切ですが、近年、地域コミュニティの弱体化、人と人のつながりの希薄化などにより「共助」が弱まりつつあります。

また、今後、公的制度でカバーできない生活課題を解決する仕組みとして「地域ぐるみの支え合い」が不可欠です。

すなわち、これまで行政が担ってきた活動に加え、地域住民だけでなく多様な地域資源や民間主体（企業、NPO、学生、ボランティアグループなど）が担い手となり、これらと行政が協働しながら、きめ細かな活動により地域の生活課題に対応する「新たな共助」を構築することが必要です。

この「新たな共助」は、行政が行う公的サービスとは異なる、新たなサービスとしての意味を併せ持ちます。

（２）取組内容

各地域で支え合い活動が創出される地域基盤づくりを進める観点から、下記の項目に取り組みます。

① 地域支え合い推進条例（仮称）制定の検討

地域における「新たな共助」の考え方をこれからの地域福祉の理念として明確にし、市民と行政が一体となって新たな共助に基づく地域社会を推進するために「地域支え合い推進条例（仮称）」の制定を検討します。この中で、下記の内容について具体的に検討します。

- 1 本市における共助の理念
- 2 共助における市民、地域団体、事業者、行政の役割と責務
- 3 支え合い活動に必要となる個人情報の取扱い
（地域団体等への提供のための手続きや提供範囲など）

② 多様な担い手づくり

前述のとおり、地域福祉を支える人材については、「人材不足」、「高齢化」、「固定化」の状況であり、地域福祉推進において担い手の確保は最重要課題です。このため、住民が地域とつながる仕組み・きっかけづくりとして次の取り組みを進めます。

- 1 ちょっとボランティア（気軽に参加できるボランティア）
- 2 ファミリーボランティアによる友愛訪問・世代間交流
- 3 団塊の世代などの元気な高齢者が地域福祉の担い手として活躍できる場の創出

また、今後、超高齢・人口減少社会の進行により、地域内で福祉人材を確保することが困難になることが予想されることから、地域外からの支援を柔軟に受け入れる仕組みづくりとして、下記の取り組みを進めます。

- 1 地域と企業・NPO・学生等との接点づくり(連絡会議の開催、共同事業の実施など)
- 2 他地域との相互連携・補完の促進(地域間の協定締結など)

③ 個人情報の提供・共有に関するルールづくり

支援活動に必要とする個人情報の取扱いについては、要援護者への円滑な支援を図る観点から、個人情報保護制度と両立する地域の情報共有の手法や、行政から民生委員・地域団体等への個人情報の提供方法について、課題や考え方を整理・検討し、ルールづくりに取り組みます。このうち、行政から民生委員・地域団体等への個人情報の提供方法については、前述のとおり、「地域支え合い推進条例(仮称)」で検討します。

また、個人情報の取扱いについて適切な対応がとれるよう、住民や民生委員・児童委員などの関係者、担当職員向けの研修や啓発を行います。

④ 生活課題に対応したネットワーク型地域基盤づくり

ひとり暮らし高齢者などの要援護者の増加に伴い、地域内での社会的な孤立が懸念され、また、前述のとおり除雪、ゴミ出し、電球交換など、日常生活のちょっとした困り事が、近年顕著になってきています。

これらの「孤立を防ぐ取り組み」と「生活課題への対応」を別々に対応するのではなく、多様な実施主体の参加による地域住民主体の新たなサポート体制によって総合的に行う仕組みを構築します。

体制構築にあたっては、要援護者の困り事を早期に把握するためのネットワークと困り事を集約する相談窓口、地域全体を総合的に調整するコーディネーターの配置が必要です。

3 基本目標と基本施策

基本目標①「支え合う福祉意識の醸成」

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と地域活動への関心を持ち、地域における役割を理解することが大切です。また、支える側と支えられる側は、固定した関係ではなく、個々の状況によってその関係は変化するものであり、互いに「支え・支えられ」の関係にあることを認識する必要があります。

地域で支え合う関係を構築するためには、人と人とのつながりを深めること、言い換えれば、「顔の見える」関係づくりが不可欠です。

身近なところでの住民同士の交流を促進するとともに、市民一人ひとりが主体的に支え合い活動に取り組める環境を整え、市民の地域福祉に対する意識を醸成します。

(基本施策Ⅰ) 地域福祉への関心を高める広報・啓発

(現状)

地域において、日常的に様々な福祉活動が行われていますが、活動内容が市民に十分周知されておらず、情報発信体制の強化が必要です。

(施策の方向性)

今後の地域福祉推進にあたっては、地域福祉の意義・必要性についての市民の理解と協力が不可欠であり、市民の地域福祉活動への参加を促進する観点から、市民が地域情報を得やすい広報体制をそれぞれの実施主体ごとに構築し、周知に努めます。

(基本施策Ⅱ) 地域住民の交流促進

(現状)

都市化が進み、核家族が増え、人と人とのつながりが希薄化する中で、地域内で孤独を感じる人も少なくありません。また、子育てに関して、相談する人が身近になく、不安を抱えながら生活している保護者もいます。

(施策の方向性)

地域での支え合い・協力関係づくりを進めるため、気軽に交流できる場の創設・増設や各種団体の交流・連携を進め、住民同士のつながりやふれあいをつくっていきます。

(基本施策Ⅲ) 福祉教育の推進

(現状)

「福祉」という言葉には、「行政が行うもの」という意識が多くの市民にあるように思われます。

地域福祉を推進する人づくりの観点から、他人を思いやり、お互いを支え合おうとする、市民の地域福祉意識の醸成を図る必要があります。

(施策の方向性)

市民の福祉への理解と関心を高めるために、家庭・地域・学校における福祉教育の推進を図るとともに、地域福祉活動への参加に結びつく体験やふれあいの機会をつくります。

(基本施策Ⅳ) 人権教育・人権啓発

(現状)

地域福祉を推進していく上で、最も大切なのは「人権を尊重する」すなわち一人ひとりの人間をいたわり尊重することです。また、児童虐待、障害のある方への虐待、高齢者虐待、DVなど地域の中で様々な課題を有し、困難な状況に陥っている人々の存在を認識することが強く求められています。

(施策の方向性)

教育機関、福祉施設、地域、家庭など様々な機会を通じて、人権問題に対する理解と認識を深める取り組みを進めます。

基本目標②「地域福祉活動の促進」

地域福祉推進にあたっては、地域団体やボランティアグループなどの地域社会資源の活動が不可欠であり、その中心となる地区社会福祉協議会や民生委員の活動は極めて重要です。

一方、活動者の高齢化や後継者不足、活動の単調化などの課題があることから、地域における福祉人材の育成や地区社会福祉協議会や民生委員などの活動環境整備への支援を強化します。

また、地域福祉の担い手としてボランティアは非常に重要であることから、意識啓発や参加へのきっかけづくりによって市民の地域におけるボランティア活動への参加を促進します。

さらに、地域活動をより推進するための新たな財源の確保についても支援します。

(基本施策Ⅰ) 地区社会福祉協議会の活性化

(現状)

金沢における地域福祉活動は、従来から、概ね小学校の校区単位で構成されている「地区」といわれる福祉の区域で、それぞれ地域の特性を活かしながらいわれています。

その中心となっている組織は、地区によって多少異なりますが、民生委員児童委員協議会、町会連合会、校下(地区)婦人会・女性会、子ども会などの各種団体を中心とした地域住民全体が主体となって構成されている地区社会福祉協議会で、地域住民が抱えている福祉問題を明らかにし、それを解決するため地域独自の地区別計画を策定・推進していく中心的な役割を担っています。

また、地域内の様々な課題・ニーズに対して組織的な取り組みを進めるために企画スタッフ等の拡充が必要です。

(施策の方向性)

地域住民に対しての適切な情報提供やニーズに応じた地域福祉活動が実践できる組織への変革を図っていきます。

(基本施策Ⅱ) 民生委員等の活動環境整備

(現状)

地域福祉の主な担い手には、民生委員、まちぐるみ福祉活動推進員が挙げられ、特に民生委員は地域福祉推進の要として活動されています。

一方、要援護者の増加、度重なる福祉制度の改正、活動上必要な個人情報 that 得られにくい、などの要因により民生委員活動の負担感が増しています。

本市において、これまで民生委員のなり手不足という問題は起こっていませんが、今後の超高齢社会の進行に伴って、民生委員のなり手を確保することが難しくなる可能性があります。

また、まちぐるみ福祉活動推進員についても、民生委員との情報共有が不十分との指摘があります。

(施策の方向性)

住民からの期待に応えられる活動を展開できるよう活動しやすい環境づくりに取り組みます。

※ まちぐるみ福祉活動推進員

民生委員児童委員1人につき、2~3人のまちぐるみ福祉活動推進員を選出して「まちぐるみ福祉活動推進チーム」を民生委員児童委員の担当区域ごとに組織しています。

(主な活動内容)

ひとり暮らし高齢者など要援護者への定期訪問、声かけ、見守り活動

(基本施策Ⅲ) 地域活動の担い手の育成・確保

(現状)

地域福祉を支える担い手が不足、高齢化、固定化の状況にあり、また後継者がなかなか得られにくい課題があります。

(施策の方向性)

地域福祉の考え方は、すべての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもあるという、「おたがいさま」の精神の上に成り立っています。

この精神を実際の地域活動に結びつけるために、活動の実践を目的とした福祉講座の充実、ボランティア活動を促進する取り組みなどにより地域福祉の担い手を生み出します。

また、地域福祉活動を継続させ、充実させるために、担い手の確保と併せて、活動の中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンの育成を図ります。さらに、新たな担い手として企業や学生のボランティアの期待は大きく、地域で活動しやすい環境づくりを進めます。

その他、高齢者の中でも団塊の世代を中心に知識や経験を持った元気な方々が地域におけるボランティア活動で活躍できるよう支援します。

(基本施策Ⅳ) 地域活動の自主財源の確保

(現状)

現在、地域活動の主な財源は行政からの委託料等ですが、特定事業への交付であり、地域が自主的に使える資金は、共同募金の配分金や寄附金などに限られています。

(施策の方向性)

今後の地域福祉活動の推進にあたっては、地域事情に応じた地域独自の活動が期待されますが、その活動を支える財源については、地域において確保することも考えていく必要があります。

それぞれの地域で多様な活動が展開できるよう、必要な資金の確保を促進します。

基本目標③「地域支え合いネットワークの構築」

これまでの見守り活動や公的制度から外れる人が増加し、社会的孤立を防ぐ取り組みが急務となっていることから、地域内の支援を必要とする人をもれなく把握し、その人のニーズに応じて適切なサービスにつなぐ仕組みやネットワークを地域団体、事業者、行政など地域に関わる社会資源によって構築します。

また、地域内の生活課題を解決するための新たな活動展開として、地域住民主体による生活サポート体制づくりを進めます。

(基本施策Ⅰ) もれのない見守り体制の構築

(現状)

少子高齢化の進展や単身世帯の増加により、早期発見、早期対応、不安解消等が必要な、いわゆる「見守り」を必要とする人が増加しています。また、近年発生している孤立死の事案に見られるように、孤立死は、ひとり暮らし高齢者だけの問題でなく、若い世代や複数人世帯にも広がっています。

その他、ひきこもり、自ら地域からの支援を拒む人、周囲からわかりにくい虐待の事案が近年、増加傾向にあります。

(施策の方向性)

従来の見守り活動から外れる人や制度から外れる人を社会から孤立させない取り組みが急務であることから、地域に関わる団体・事業者などによるネットワークの充実・強化を図り、地域全体で見守る体制を構築します。

また、近年の多発している自然災害を受けて、地域における安全・安心の確立が求められていることから、日常的な見守りなどの取り組みを通して、災害時に備えて要援護者を地域で支える仕組みづくりを進めます。

(基本施策Ⅱ) きれめのない相談支援体制の構築

(現状)

生活課題が多様化する中、身近に相談できる人がいないことや相談先がわからないために、問題を抱え込んだり、孤立してしまう人もいます。また、そのことにより、不安定な生活に陥ったり、児童虐待や高齢者虐待などにつながることも危惧されます。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する相談は、年々増加しています。

(施策の方向性)

いつでも、誰でも気軽に相談できる相談窓口が身近なところにあることにより、多くの問題解決が図られることから、それぞれの地域における相談体制の整備を進めます。

また、地域の身近な相談窓口では対応できない場合や、緊急の対応が必要な場合などに、相談の内容に応じて専門機関につなげることができる相談の重層化を進め、適切なサービスが確実に受けられる体制を構築します。

判断能力が低下した高齢者や障害のある人の地域での生活を支え、その権利が擁護されるように、成年後見制度を含めた幅広い支援や対応ができる体制の整備を図ります。

(基本施策Ⅲ) 地域主体の生活サポート体制の構築

(現状)

ひとり暮らし高齢者を中心に、買い物、ゴミ出し、除雪、電球交換などの日常生活のちょっとした困り事が地域の生活課題として近年顕著になってきています。

(施策の方向性)

地域の生活課題について、公的サービスですべて対応することに限界があることから、多様な実施主体の参加による地域住民主体の新たなサポート体制を構築することで、生活課題の解決を図ります。